

# 藤沢市民病院看護補助者派遣業務委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、藤沢市民病院（以下「委託者」という）と労働者派遣事業の許可を受けている者（以下「受託者」という。）から派遣される労働者（以下「派遣労働者」という。）の看護補助者派遣業務に関して定める。

## 2 業務実施の基本

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、「8 派遣労働者の業務内容等」に規定する業務（以下「規定業務」という。）を適切に履行するものとする。
- (2) 主たる規定業務の担当や内容について、大きく変動する必要がある場合等は、事前に委託者及び受託者が協議するものとする。

## 3 派遣労働者の就業場所

藤沢市藤沢2丁目6番1号  
藤沢市民病院

## 4 派遣期間

2022年（令和4年）11月1日から2023年（令和5年）3月31日まで

## 5 派遣人員

- (1) 派遣人員は次のとおりとし、原則1日当たり10人配置することとする。
  - ア 準夜勤看護補助者 8~10人
  - イ 夜勤看護補助者 2人以内※1日当たり配置人数の内訳は任意だが、夜勤看護補助者は2人以内とする。
- (2) 1日当たりの勤務時間数に満たない日が発生する場合には、他の日に追加人員が勤務するなどし、1か月当たりの合計就業時間数（1か月が30日の場合、1,950時間）を確保するよう調整すること。

## 6 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日は、土・日・祝日を含む全日とする。
- (2) 勤務時間は次のとおりとする。
  - ア 準夜勤看護補助者 16:30~ 23:00（うち休憩時間0.75時間）
  - イ 夜勤看護補助者 16:30~翌7:30（うち休憩時間2時間）

## 7 派遣労働者の配置等について

配属先は原則次の8病棟とする。その他必要と認められる病棟については両者協

議の上決定することができる。

- (1) 6 A病棟
- (2) 6 B病棟
- (3) 7 A病棟
- (4) 7 B病棟
- (5) 8 A病棟
- (6) 8 B病棟
- (7) 6 C病棟
- (8) 7 C病棟

## 8 派遣労働者の業務内容等

業務内容等は別紙1に定める。

## 9 派遣労働者の変更

- (1) 受託者は、派遣期間中に派遣労働者が交代する場合には、30日前までに委託者に通知し、指揮命令者の希望により後任者との業務引継期間を1日以上設けること。
- (2) 勤務状態不良その他の理由により、派遣労働者に不適格な行為を認めた場合は、派遣先責任者は派遣元責任者に対し派遣労働者の交代を求めることができる。

## 10 その他

- (1) 受託者は、派遣労働者を派遣するにあたり、研修、勤務シフト管理、施設基準届出に関する所定勤務時間の計算など、委託者の事務的業務に関するフォローを実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の勤務シフトに関して、部署配置に支障が出ないようにフォローすること。
- (3) 受託者は、派遣労働者が休暇等の理由により勤務しない日が判明したときは、事前に委託者に通知すること。
- (4) 派遣労働者は、勤務日等において自己都合により遅参、早退、欠勤するときは、遅滞なく委託者に連絡すること。
- (5) 派遣労働者は、委託者が貸与する被服及び名札を着用し、業務を遂行すること。
- (6) 業務の実施に関し、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者及び受託者と十分協議の上、履行すること。

(以下余白)

## 1 業務

### (1) 物品整備

- ア 車椅子やストレッチャーなどの整備・点検 異常発見時はすぐに看護師へ報告すること
- イ 清掃点検表等に基づく備品整備ができること
- ウ 診療材料の補充、サプライ物品の管理を実施できること
- エ 排泄車や処置車などの整備ができること

### (2) 物品搬送

- ア 検体・薬品・備品・医療材料・書類・食事などの搬送（病棟内・外）
- イ 患者私物の搬送（転棟時など）

### (3) 患者搬送及び移動介助

- ア 透析・リハビリ・各処置検査・転棟時・ベッド移動時などの安全な搬送ができること
- イ 売店や手続きなど病室外や病棟外への安全な搬送ができること
- ウ トイレ時などの移動介助ができること

### (4) 身体ケア

- ア 排泄ケア・体位変換・清拭・足浴・手浴・口腔ケア・食事介助などを安全に実施できること
- イ 配膳・下膳を安全に実施できること
- ウ 患者に関わるときに、身体的異常があればすぐに看護師へ報告できること
- エ ケア時に患者から得た情報（訴えや不安の内容）があれば看護師へ報告できること
- オ 見守りが必要な患者の対応を安全に行うことができること

### (5) 療養環境の整備

- ア ベッド作成やシーツ交換、床頭台の整理
- イ 患者私物の確認（義歯や眼鏡、靴など）

### (6) その他

- ア それ以外でも患者や施設的な異変発見時はすぐに対応できるよう行動できること
- イ ナースコール、患者センサー等の初期対応を行うこと
- ウ 患者・家族、職員への接遇ができること
- エ 患者誤認をおこさないよう当院基準を遵守し、フルネームを名乗って頂く行動を省かないこと